

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

近年においても、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）など大規模な地震が発生しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

特に、東海・東南海・南海地震が同時に発生する場合の三連動地震、いわゆる南海トラフ地震は発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されており、中央防災会議では、これまでの被害想定を見直すなど大規模地震の発生に備えた広域的防災対策が検討されています。

また、南海トラフ地震に関しては、平成30年の国の地震調査委員会において、今後30年以内のマグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生する確率が、従来の70%程度から70%～80%に引き上げられました。一宮市（以下「本市」といいます。）は「東海地震の地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域となっています。

法改正等の動きをみると、阪神・淡路大震災を受けて同年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）は、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成18年1月に改正法施行され、各公共団体において「建築物耐震改修促進計画」の策定が進められてきました。

愛知県では平成18年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」が策定され、その後、平成23年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」、令和2年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」が策定されています。

本市においては、平成20年3月に「一宮市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

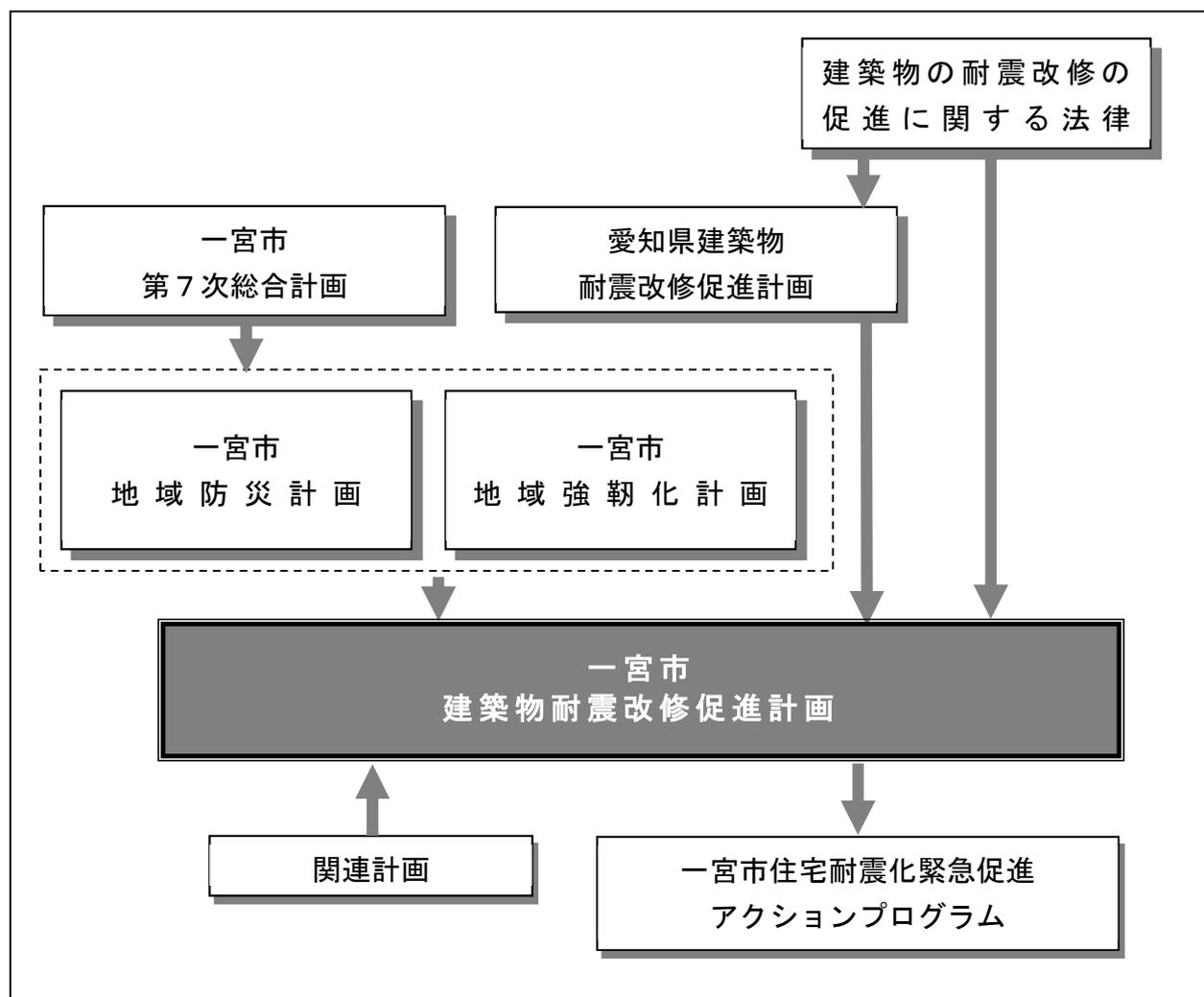
そして今回、令和3年度において、耐震化の目標の達成状況や目標達成のために行う施策の実施状況を検証し、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」等の内容を踏まえて本計画の改定を行います。

年月日	大規模な震災と耐震改修に係る動向
平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県中越地震
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震
平成 17 年 3 月	中央防災会議 「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」決定 ・今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標
平成 17 年 9 月	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施
平成 18 年 1 月	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行
平成 19 年 3 月 25 日	能登半島地震
平成 19 年 3 月	「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン 2015）」策定
平成 19 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震
平成 24 年 3 月	「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン 2020）」策定 （平成 26 年 3 月、平成 27 年 7 月 一部改定）
平成 25 年 11 月	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行
平成 28 年 4 月 14 日	熊本地震
平成 30 年 9 月 6 日	北海道胆振東部地震
平成 31 年 1 月	「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」改正施行
令和 3 年 3 月	「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2030－」策定

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画ーあいち建築減災プラン2030ー」、
「一宮市地域防災計画」、「一宮市地域強靱化計画」を上位計画、「一宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等を関連計画とし、法に基づき策定するものです。

図 本計画の位置づけ



本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（エスディージーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。平成27年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、“2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲット”から構成されています。

「SDGs日本モデル」宣言とは、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創成を目指していくという考え・決意を示すもので、本市は令和3年1月に、「SDGs日本モデル」宣言に賛同しています。

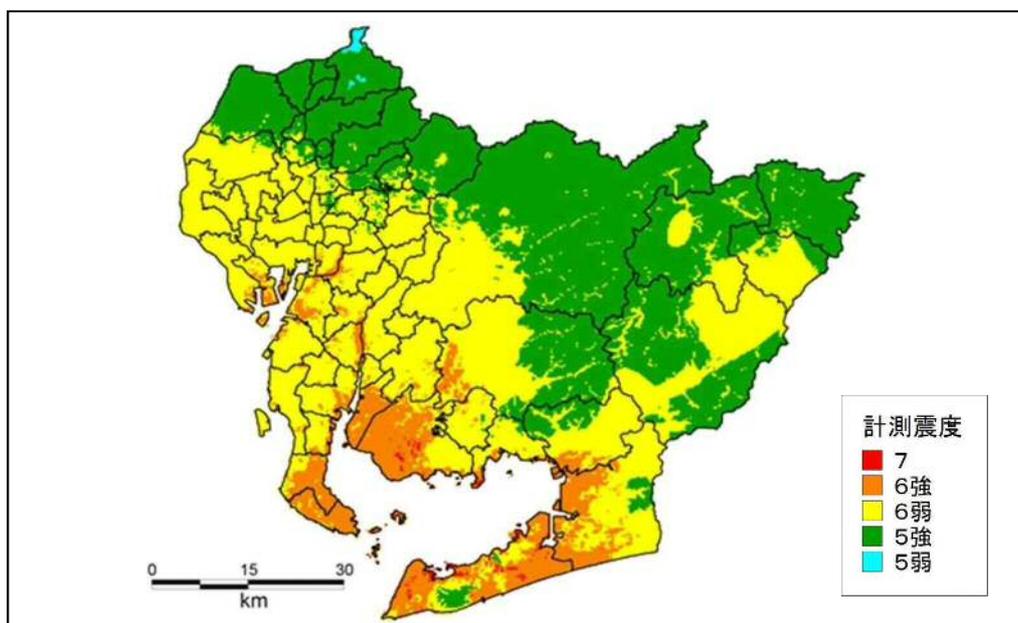
本計画は、17のゴールのうち、「11.住み続けられるまちづくりを」の達成に向け、耐震化の促進に取り組みます。

1-3 本市における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

南海トラフ地震に係る被害想定等については、平成24年8月に内閣府から震度予測が公表されています。この被害想定に基づき、愛知県では、「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を平成26年5月に公表しており、それによると本市は「過去地震最大想定モデルの地震」では最大震度6弱と予測されています。

図 過去地震最大想定モデルによる「震度分布」の想定

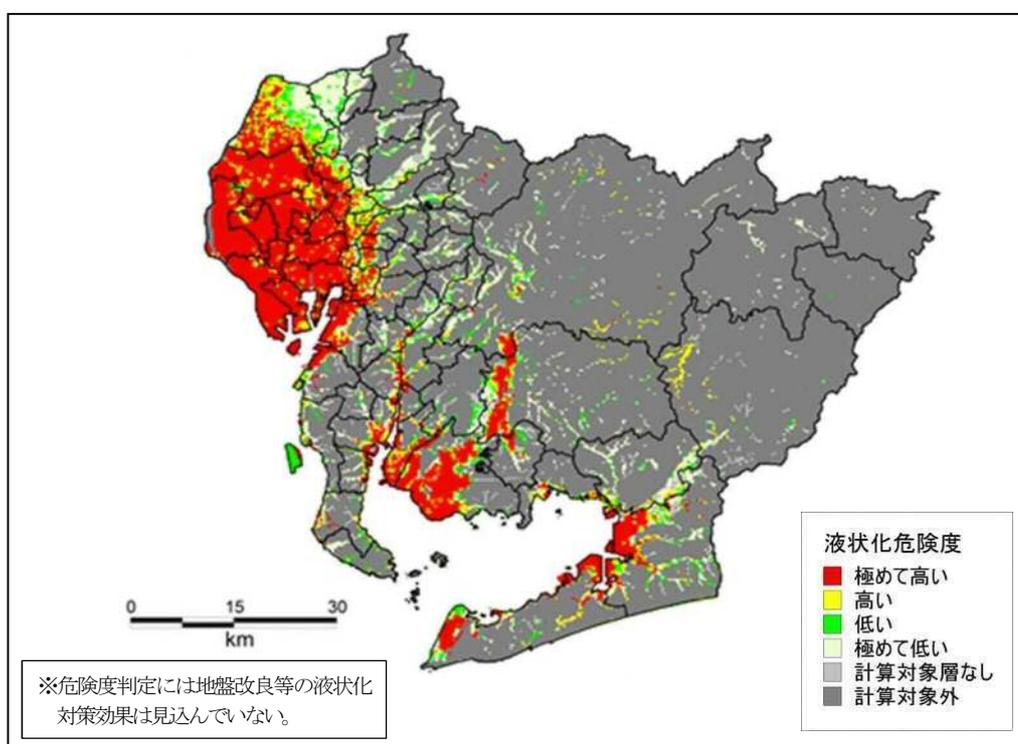


出典：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）（愛知県）

2. 想定される液状化の状況

液状化については、前項と同様に、平成 26 年 5 月の愛知県による想定では、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がることが想定されています。本市でも「過去地震最大想定モデルの地震」における液状化危険度は市の南西部において大きいと想定されています。

図 過去地震最大想定モデルによる「液状化危険度分布」の想定



出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月）（愛知県）